

# 年金すえ置支払取扱条項

明治安田生命保険相互会社

本条項は、すえ置支払いの対象となる個人年金保険契約の普通保険約款および特約条項の規定に基づき、年金のすえ置支払いの取扱いについて規定したものです。年金開始日の変更（年金の繰下げ）とは異なります。

## 第1条（定義）

- ① 年金のすえ置とは、支払われる年金を所定の利率で一定期間当社に預ける方法のことを言います。年金をすえ置いた場合は、各年の年金ごとにすえ置きます。ただし、年金額の一部のみをすえ置くことはできません。
- ② 第①項によりすえ置いた各年の基本年金年額および第4条に定める利息をあわせた金額をすえ置金と言います。

## 第2条（すえ置可能期間）

- ① 「個人年金保険料税制適格特約」（以下、「税制適格特約」といいます）が付加された契約のすえ置可能期間は、各年の年金ごと『5年間』となります。
- ② 「税制適格特約」が付加されていない契約のすえ置可能期間は、『年金支払期間』です。

## 第3条（すえ置の方法）

年金をすえ置いた場合、保証期間中（確定年金の場合は年金支払期間中）は毎年自動的にすえ置となります。保証期間経過後に被保険者が生存しているときに支払われる年金については、被保険者の生存確認を行なったうえですえ置となります。

## 第4条（利率）

- ① 年金のすえ置利率は、当社所定の利率を適用します。適用される利率については、当社ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご確認ください。
- ② 年金のすえ置利率は、すえ置期間中に変更することがあります。変更にあたっては、あらかじめ当社ホームページに変更する旨を掲示します。この場合、変更日以降は変更後のすえ置利率を適用します。

## 第5条（税金）

年金をすえ置いた場合でも、年金は当社に年金を預けた年（年金支払応当日の年）の雑所得等の課税対象となります。毎年、年金受取人あて送付する「年金お支払明細書」が税務申告資料となります。

## 第6条（すえ置金の支払い）

- ① 第2条第①項に定める各年の年金すえ置期間が満了したとき、満了した年の分のすえ置金を年金受取人が指定した口座（以下、「登録口座」と言います）に送金することによって支払います。各年の年金すえ置期間が満了するまでに年金支払期間満了等により保険契約が消滅する場合は、すえ置金を一括して年金受取人の登録口座に支払います。
- ② 第2条第②項に定める年金すえ置期間が満了（年金支払期間が終了）したときは、すえ置金を一括して年金受取人の登録口座に支払います。

## 第7条（すえ置金の引き出し）

すえ置金は、1,000円単位でいつでも引き出すことができます（直近の応当日分から順に引き出されます）。引き出しの際は、当社の定める書類を提出してください。年金受取人の登録口座に支払います。

## 第8条（受取方法の変更）

年金支払応当日の1ヵ月前までに申し出があれば、年金の受取方法を「すえ置」から別の受取方法（年1回払等）に変更することができます。担当者またはコミュニケーションセンターへお申し出ください。

## 第9条（年金すえ置支払取扱条項の変更）

- ① 当社は、法令等の改正、社会経済環境の変化その他の事情の変更があり、年金すえ置支払取扱条項を変更する必要があると認めた場合、年金すえ置支払取扱条項を変更することがあります。
- ② 前項の規定により、年金すえ置支払取扱条項を変更するときは、当社はその効力発生日を定め、次の事項を効力発生日までにインターネットの利用その他の適切な方法により周知します。
  1. 年金すえ置支払取扱条項を変更すること
  2. 変更後の年金すえ置支払取扱条項の内容
  3. 効力発生日